

名古屋第一赤十字病院病診連携システム運営協議会規則

第1条 この規則は名古屋市医師会病診連携システム実施実施要綱第6条に規定する運営協議会に関して必要な事項を定める。

第2条 名古屋第一赤十字病院病診連携システム運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、病診連携システムの円滑な推進を図るため、名古屋市医師会病診連携システム実施要綱の改廃、その他同システムの運営上の疑義、苦情等の調整及び発展的課題等を検討することを目標とする。

第3条 運営協議会は、登録医の代表者並びに名古屋第一赤十字病院の代表(病院長を含む)委員それぞれの若干名をもって構成する。

2 運営協議会には委員長1名、副委員長2名を置く。

3 委員長は名古屋第一赤十字病院長として、副委員長は委員のうちから登録医1名、名古屋第一赤十字病院1名とする。

第4条 運営協議会は、毎年1回定例会議を開催する。

2 委員長は必要に応じ、または、委員の3分の1以上の要請があるときは運営協議会を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 運営協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 運営協議会における決議事項は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、名古屋市医師会医療連携委員会に諮る。

3 運営協議会には名古屋市医師会役員(担当副会長、担当理事)が出席できるものとし、発言権を有する。ただし、議決権は有しないものとする。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のために就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 運営委員会事務局は、名古屋第一赤十字病院内に置く。事務局要員は名古屋第一赤十字病院職員を充てる。

第8条 この規則の改廃については、本協議会において協議の上決定する。

付 則 本規則は、昭和61年 5月 1日から実施する。

平成13年 6月 7日改正。